

国立大学法人九州大学における物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要領

施行：平成16年 9月 1日
最終改正：平成28年 9月 1日

(趣旨)

第1条 この要領は、国立大学法人九州大学（以下「本学」という。）における建設工事を除く物品の購入及び製造、役務その他の契約（以下「購入等契約」という。）に関し、取引停止その他の措置を講ずる必要が生じた場合の取扱いについて定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、「取引停止」とは、一般競争契約における競争参加の停止、指名競争契約における指名停止及び随意契約における業者選定の停止をいう。

2 この要領において、「契約事務の分掌者」とは、国立大学法人九州大学における財務及び会計に関する職務権限委任規程（平成23年度九大会規第30号）第2条第1項の規定により、総長から特定契約担当者として予算の経理に関する事務の一部を分掌された者及び同条第3項の規定により収入契約又は支出契約に関する事務の一部を分掌された者をいう。

3 この要領において、「業者」とは、国立大学法人九州大学契約事務取扱規程（平成16年度九大会規第4号）第4条の規定により本学における一般競争参加者の資格を有する者その他の者をいう。

4 この要領において、「国等の機関」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 内閣府（内閣府設置法（平成11年法律第89号）第49条第1項及び第2項に規定する機関を含む。）
- (2) 国家行政組織法（昭和23年法律第120号。以下「行組法」という。）第3条第2項に規定する機関
- (3) 行組法第8条の2に規定する機関のうち文部科学省（行組法第3条第3項の規定に基づき文部科学省に外局として置かれる機関を含む。以下同じ。）に置かれる施設等機関
- (4) 行組法第8条の3に規定する機関のうち文部科学省に置かれる特別の機関
- (5) 国立大学法人（本学を除く。）
- (6) 大学共同利用機関法人
- (7) 文部科学省が所管する独立行政法人及び特殊法人

(取引停止事由の報告)

第3条 契約事務の分掌者は、当該予算単位における購入等契約に係る業者が、本学との購入等契約において、別表に掲げる措置要件のいずれかに該当することが判明した場合は、速やかに総長に報告しなければならない。

(取引停止の措置)

第4条 総長は、前条の報告、国等の機関からの情報提供又はその他の方法により、業者が別表に掲げる措置要件のいずれかに該当することが判明した場合は、情状に応じて別表各号及びこの要領の定めるところにより期間を定め、購入等契約に係る業者の取引停止を行うものとする。

2 総長は、前項の規定により取引停止の措置を講じた場合は、当該措置内容について、速やかに当該業者及び契約事務の分掌者に通知するものとする。ただし、通知する必要があると認められる相当な理由があるときは、通知を省略することができるものとする。

(取引停止に係る特例)

第5条 業者が同一の事案により別表各号の措置要件の2以上に該当した場合は、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ取引停止期間の短期及び長期とする。

2 業者が取引停止の期間中又は当該期間の終了後3年を経過するまでの間に、別表各号の措置要件に該当することとなった場合における取引停止の期間の短期は、当該各号に定める短期の2倍の期間とする。

3 前項のうち、取引停止の期間中に措置要件に該当することとなった場合の取引停止の始期は、当初の取引停止期間終了日の翌日とする。

4 業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独

占禁止法」という。)の規定に抵触する行為は行っていないことを証する誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について別表第3号又は第5号に該当した場合には、別表に定める取引停止の期間に総長がその都度定める期間を加重して措置するものとする。

5 総長は、取引停止の期間中の業者が当該事案について責を負わないことが明らかとなった場合は、当該業者について取引停止を解除するものとする。

6 第4条第2項の規定は、前項の場合に準用する。

7 総長は、取引停止の期間中の業者であっても、当該業者からでなければ給付を受けることができない等の特別の事情があると認められる場合は、当該事案に限り取引の相手方とすることができるものとする。

(指名等の取消し)

第6条 総長及び契約事務の分掌者は、取引停止された業者について、現に、競争入札の指名を行い、又は見積書の提出を依頼している場合は、当該指名等を取消すものとする。

(取引停止期間中の下請等)

第7条 総長は、取引停止の期間中の業者が本学の契約に係る製造等の全部又は一部を下請することを認めないものとする。ただし、当該業者が取引停止の期間の開始前に下請している場合は、この限りでないものとする。

(警告又は注意の喚起)

第8条 総長は、取引停止を行わない場合において必要があると認めるときは、当該業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができるものとする。

(実施)

第9条 この要領は、平成16年9月1日から実施する。

附 記

この要領は、平成18年1月4日から実施する。

附 記

この要領は、平成19年7月1日から実施する。

附 記

この要領は、平成20年5月1日から実施する。

附 記

この要領は、平成20年10月1日から実施する。

附 記

この要領は、平成22年8月11日から実施する。

附 記

この要領は、平成24年4月1日から実施する。

附 記

この要領は、平成25年4月1日から実施する。

附 記

この要領は、平成28年9月1日から実施する。

別表(第3条、第4条第1項、第5条第1項、第5条第2項、第5条第4項関係)

取引停止の措置基準

措置要件	期間
<p>(贈賄)</p>	<p>取引停止を決定した日から</p>
<p>1 次のイ、ロ又はハに掲げる者が本学の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	
<p>イ 業者である個人又は業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。）</p>	<p>4月以上12月以内</p>
<p>ロ 業者の役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で、イに掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。）</p>	<p>3月以上9月以内</p>
<p>ハ 業者の使用人でロに掲げる者以外の者（以下「使用人」という。）</p>	<p>2月以上6月以内</p>
<p>2 次のイ、ロ又はハに掲げる者が国等の機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、かつ契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	
<p>イ 代表役員等</p>	<p>3月以上9月以内</p>
<p>ロ 一般役員等</p>	<p>1月以上6月以内</p>
<p>ハ 使用人</p>	<p>1月以上3月以内</p>
<p>(独占禁止法違反)</p>	
<p>3 本学発注の契約において、独占禁止法第3条、第8条第1号又は第19条に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>3月以上12月以内</p>
<p>4 国等の機関発注の契約において、独占禁止法第3条、第8条第1号又は第19条に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>1月以上9月以内</p>
<p>(競売入札妨害又は談合)</p>	
<p>5 本学発注の契約において、次のイ、ロ又はハに掲げる者が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6に規定する競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提訴されたとき。</p>	
<p>イ 代表役員等</p>	<p>4月以上12月以内</p>
<p>ロ 一般役員等</p>	<p>3月以上12月以内</p>
<p>ハ 使用人</p>	<p>3月以上12月以内</p>
<p>6 国等の機関発注の契約において、次のイ、ロ又はハに掲げる者が、刑法第96条の6に規定する競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提訴されたときで、かつ契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	
<p>イ 代表役員等</p>	<p>3月以上12月以内</p>
<p>ロ 一般役員等</p>	<p>1月以上12月以内</p>
<p>ハ 使用人</p>	<p>1月以上12月以内</p>

	(落札決定後の契約締結の辞退)	
7	本学発注の契約に係る一般競争契約又は指名競争契約において、落札の決定後に契約締結を辞退したとき。	2週以上4月以内
8	国等の機関発注の契約に係る一般競争契約又は指名競争契約において、落札の決定後に契約締結を辞退し、契約の相手方として不適當であると認められるとき。 (契約辞退)	2週以上2月以内
9	本学発注の契約において、契約締結後、履行開始前に当該契約を辞退したとき。	2週以上4月以内
10	国等の機関発注の契約において、契約締結後、履行開始前に当該契約を辞退し、契約の相手方として不適當であると認められるとき。 (過失による粗雑な契約履行)	2週以上2月以内
11	本学発注の契約の履行に当たり、過失により当該契約の履行を粗雑にしたと認められるとき(瑕疵が軽微であると認められるときを除く。)	1月以上6月以内
12	国等の機関発注の契約の履行に当たり、過失により当該契約の履行を粗雑にした場合において、瑕疵が重大で、契約の相手方として不適當であると認められるとき。 (事故)	1月以上3月以内
13	本学発注の契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者もしくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。	1月以上6月以内
14	国等の機関発注の契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者もしくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。	1月以上3月以内
15	本学発注の契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、履行関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	2週以上4月以内
16	国等の期間発注の契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、履行関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。 (契約違反)	2週以上2月以内
17	本学発注の契約において、納品の事実を偽ったと認められるとき。	3月以上24月以内
18	国等の機関発注の契約において、納品の事実を偽り、契約の相手方として不適當であると認められるとき。	2月以上24月以内
19	本学発注の契約において、提出書類に意図的な虚偽があったと認められるとき。	1月以上6月以内
20	国等の機関発注の契約において、提出書類に意図的な虚偽があり、契約の相手方として不適當であると認められるとき。	1月以上3月以内
21	第7号から第20号までに掲げる場合のほか、本学発注の契約において、契約に違反し、契約の相手方として不適當であると認められるとき。	2週以上4月以内
22	第7号から第20号までに掲げる場合のほか、国等の機関発注の契約において、契約に違反し、契約の相手	2週以上2月以内

<p>方として不適當であると認められるとき。 (不正又は不誠実な行為)</p>	
<p>2 3 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>1 月以上 9 月以内</p>
<p>(その他) 2 4 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>1 月以上 9 月以内</p>